

令和4年4月1日

女性活躍推進法に基づく

一般財団法人電気安全環境研究所一般事業主行動計画

女性職員がその能力を発揮し、業務と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：職員就業規則に基づく出産特別休暇（女性職員の産前産後特別休暇及び配偶者出産時の男性職員の特別休暇）制度、傷病休暇取扱要綱に基づく傷病特別休暇（子の傷病時の看護等）制度、育児・介護休業等に関する規程に基づく育児休業、育児短時間勤務及び子の看護休暇（特別休暇）、等の所内諸制度、並びに育児休業給付金及び育児中の社会保険料免除等の諸制度の周知及び情報提供を行う。

【対策】 所内情報システム掲示板に規程及び届出様式等を掲出して、職員へ周知を行う。

また、中途採用者等のため、定期的に再周知を行う。

目標2：管理職となる女性職員を1名以上増やす。

【対策】 企画職群及び・エンジニア群における女性職員の配置拡大並びに多様な職務経験の付与を実施し、管理職となる女性職員の育成研修を行う。

以上